

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

31	障害者の地域生活を 支える	120	33	地域福祉の推進	131
32	生活の安定に向けた 自立の応援	127	34	医療環境の充実	134
			35	健康づくりの推進	137



地域活動マッチングイベントの様子

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 7年度

種別	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付		3,161	3,789	1,928	2,472
自立支援医療（更生医療）		1,715	1,285	1,190	785
補装具交付		900	1,240	1,197	888
職業		—	—	—	—
施設入所および紹介		541	655	540	558
医療保健		1,476	2,579	1,048	1,460
在宅・生活		4,058	9,169	6,202	5,660
無料乗車券		772	695	676	454
その他		145	267	190	123
小計		12,768	19,679	12,971	12,400
合計		57,818			

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 7年度

種別	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所		140	848	493	520
職親（しよくおや）委託		—	—	—	—
職業		41	106	30	96
医療保健		12	39	10	50
生活		75	86	83	133
教育		36	68	28	90
その他		10,439	12,272	9,500	6,791
小計		10,743	13,419	10,144	7,680
合計		41,986			

〔保健相談所の保健師等による相談者数〕 (単位：人) 7年度

相談内容	保健相談所	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神（心の健康）		3,752	4,345	3,347	6,395	2,380	2,793
社会復帰		1,150	145	455	1,016	319	426
依存（アルコール・薬物等）		164	121	115	195	52	49
児童・思春期		106	104	146	379	142	65
高齢者精神		20	41	45	40	33	7
小計		5,192	4,756	4,108	8,025	2,926	3,340
合計		28,347					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕 (単位：件) 7年度

施設	きらら	すてっぴ	ういんぐ	さくら
サービス利用	2,169	2,950	3,569	6,235
障害状況の悩み	6,785	4,245	7,224	3,892
就労	132	112	130	57
社会生活	707	918	855	481
その他	653	347	92	65
小計	10,446	8,572	11,870	10,730
合計	41,618			

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	内部障害	肢体不自由	合計
5年度	1,520 (31)	2,183 (112)	265 (—)	7,268 (91)	8,982 (268)	20,218 (502)
6年度	1,534 (30)	2,277 (114)	259 (—)	7,504 (97)	9,022 (262)	20,596 (503)
7年度	1,521 (28)	2,327 (105)	256 (—)	7,544 (95)	8,735 (263)	20,383 (491)

注：①（ ）内の人数は18歳未満を再掲
②7年度は、東京都が未届の死亡者を手帳交付台帳から職権により削除したため、6年度に比べ減少した。

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年度	最重度	重度	中度	軽度	合計
5	188 (22)	1,395 (268)	1,223 (306)	2,786 (662)	5,592 (1,258)
6	187 (20)	1,437 (281)	1,243 (316)	2,914 (722)	5,781 (1,339)
7	185 (16)	1,473 (306)	1,280 (344)	3,033 (743)	5,971 (1,409)

注：() 内の人数は 18 歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年度	1 級	2 級	3 級	合計
5	491	4,689	4,328	9,508
6	482	4,991	4,788	10,261
7	506	5,347	5,249	11,102

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成 25 年 4 月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化・明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分 1 ～ 6 が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 7 年度

支援 対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体 障害者	—	2	8	59	45	46	134	294
知的 障害者	—	4	63	101	154	142	194	658
精神 障害者	—	—	208	190	62	7	6	473
難病 患者等	—	—	—	—	—	—	1	1
計	—	6	279	350	261	195	335	1,426

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況〕

(単位：人) 7 年度

区 分	内 容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	13,668
	重度訪問介護	1,611
	同行援護	2,551
	行動援護	121
	療養介護	999
	生活介護	15,908
	短期入所	3,450
	重度障害者等包括支援 施設入所支援	— 6,045
訓練等給付	自立訓練	1,247
	就労選択支援	6
	就労移行支援	3,698
	就労継続支援	17,429
	就労定着支援	2,137
	自立生活援助	12
	共同生活援助	11,915
地域相談支援給付	地域移行支援	17
	地域定着支援	—
計画相談支援給付	計画相談支援	14,391

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の 3 種類がある。7 年度の利用者は精神通院医療が 17,954 人、更生医療が 823 人、育成医療が 9 人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種別、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。7 年度の支給状況は購入 840 件、修理 582 件の計 1,422 件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業はつぎのとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

7年度の派遣回数は、手話通訳3,000件、要約筆記343件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターの窓口到手話通訳者を設置しており、7年度の設置回数は344回であった。

そのほか、タブレット等を通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳・電話代理支援サービスを実施している。7年度の利用件数は合計70件であった。

また、失語症者向け意思疎通支援者の団体派遣を行っている。7年度の派遣件数は303件であった。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。7年度の日常生活用具の給付は13,027件、住宅設備改善費の給付は16件であった。

なお、7年度から障害児（18歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。7年度の利用者は延べ12,700人であった。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に6か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。7年度の利用者は延べ823人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うと

ともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。7年度の利用者は延べ1,131人であった。

(7) 障害者在宅生活あんしん事業

身体に障害がある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、緊急時に民間の受信センターへ通報する無線発報機を貸与する。7年度末現在の利用者数は17人であった。

(8) 重度障害者大学等修学支援事業

大学等における重度障害者の修学に必要な支援体制の促進を目的として、大学等での修学に必要な介護を行う。7年度の利用者数は2人であった。

(9) 重度障害者等就労支援事業

就労機会の拡大や社会参加の促進を図ることを目的として、重度障害者が通勤や職場等で必要となる支援を行う。7年度の利用者数は2人であった。

3 「児童福祉法」による障害児支援給付

「児童福祉法」による給付は、障害児通所支援および障害児相談支援で構成されており、障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況〕		(単位：人) 7年度
支援・サービス等	延べ人数	
児童発達支援	14,342	
放課後等デイサービス	17,499	
居宅訪問型児童発達支援	72	
保育所等訪問支援	2,270	
障害児相談支援	5,374	

● 「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 紙おむつの支給

在宅の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人に紙おむつ等を支給している。7年度は延べ5,755人に支給した。年齢、所得による対象制限がある。

なお、7年度から、障害児（20歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

2 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年6枚まで交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。7年度の利用者は、延べ567人であった。

3 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。7年度の交付人数は、4,879人であった。年齢、所得による対象制限がある。

なお、7年度から、障害児（20歳未満）については、

保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

4 リフト付福祉タクシーの運行

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。7年度の運行回数は46,359回であった。

5 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1か月2,800円の燃料費を助成している。7年度末現在の受給者は1,457人であった。年齢、所得による対象制限がある。

なお、7年度から、障害児（20歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

6 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。7年度は35件の助成を行った。

7 重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減および当該家族の就労等の支援を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に288時間を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。7年度は延べ1,386回実施した。

また、7年度より重症心身障害児（者）等の居宅外レスパイト事業を開始した。7年度は延べ40回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

6年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（令和3～8年度）」を一部改定するとともに、「第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

●障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・日中活動・障害福祉サービス等、障害者のライフステージに応じたサービスの充実に取り組んでいる。

1 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、

居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成等）を備えた地域生活支援拠点の整備を進めている。

(1) 障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」

障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所と連携した面的な体制整備を強化している。

(2) 重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」

3年2月に北町地域に開設したゆめの園上宿ホームに続き、区内2か所目の多機能型地域生活支援拠点を8年5月に旧石神井町福祉園用地に開設した。

2 共生型サービスを活用したショートステイの充実

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用し、共生型サービス（※）を活用したショートステイを4年3月から開始している。7年度は光が丘ライフプラザでショートステイを開始した。

※共生型サービス：

介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

3 医療的ケアが必要な障害者への支援の充実

(1) 三原台二丁目用地を活用した、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備する。通いの場の提供、医療型ショートステイ、地域の医療的ケアを支える人材の育成等を実施する。さらに、特別区の取組としては初となる、医療的ケアが必要な障害者に対する24時間医療・介護が提供される生活の場を整備する。

(2) 医療的ケアが必要な障害者の通いの場の充実

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致する。また、福祉園等の障害福祉サービスを実施する施設で、医療的ケアが必要な障害者の受入れを開始し、重度心身障害者の通所定員を拡大する。7年度は定員を1人拡大した。

(3) 医療的ケアに対応したショートステイの充実

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイを1施設で実施した。今後も実施施設の拡大に向けた検討を進める。

4 ペアレントトレーニング・障害児のきょうだい児支援

(1) ペアレントトレーニング等の実施

発達に課題を抱える児童の保護者や養育者を対象に子育てに関する講座を実施している。また、講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催し継続的に子育ての支援を実施

する。7年度は、子どもへの肯定的な働きかけや子育てのポイント、環境の調整等を学ぶ講座（全7回）を2クール実施した。

(2) 障害児のきょうだい児支援の実施

障害児が兄弟姉妹にいる児童を対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施し、活動を通して児童の不安解消の促進と支援を行う。7年度は、主に小学生以下のきょうだい児およびその家族を対象としたレクリエーション活動を2回実施した。また、主に中学生以上のきょうだい児を対象とした相談員（ピアサポーター）による相談事業を1回実施した。

●福祉園等

福祉園等では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。

谷原フレンドでは、日中一時支援事業として入浴サービスも行っている。

〔福祉園等在籍者数〕 (単位：人) 7年4月1日現在

施設名	在籍者
大泉町福祉園	59
氷川台福祉園(※)	56
関町福祉園	33
光が丘福祉園	38
大泉学園町福祉園(※)	63
貫井福祉園	31
谷原フレンド	22

※：氷川台福祉園および大泉学園町福祉園では、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。（1日当たり 氷川台福祉園9人、大泉学園町福祉園7人）

●中村橋福祉ケアセンター（旧心身障害者福祉センター）

中村橋福祉ケアセンターでは、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害者の福祉の増進を図ることを目的に各種事業を行っている。

8年4月、心身障害者福祉センターを障害者自立支援施設に位置付け、施設の名称を中村橋福祉ケアセンターに変更した。

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。7年度は、延べ68人の相談を受けた。

3 障害者 ICT 相談窓口

障害のある人の意思疎通を助ける ICT（情報支援）機器の相談・体験、操作方法のサポートを行っている。

4 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

5 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。7年度は、6,646人に対し施設提供を行った。

〔通所事業在籍者数〕 (単位：人) 7年4月1日現在

事業内容	在籍者
生活介護事業	16
中途障害者通所事業	18

●しらゆり荘

しらゆり荘は、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。また、就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。

〔施設概要〕

事業内容	定 員
共同生活援助事業（グループホーム）	8人
日中一時事業（日中の預かり） 短期入所事業（宿泊を伴う支援）	6人（短期入所 4人を含む。）

●こども発達支援センター

医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所支援等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

また、医療的ケア児等コーディネーターによる専門相談と医療的ケア児を育てた経験のある家族への相談ができる窓口を設置している。

2 通所支援

発達相談や医療相談の結果、通所支援が必要と判断された児童を対象に、精神や身体の発達に応じ、日常生活の基本動作を習得して集団適応するための専門的な支援を行っている。7年度は3,526人に通所支援を行った。

3 訪問支援

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を行っている。

4 家族支援、地域支援

通所支援児童の家族を対象とした講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室・運動場の活動の場を提供する。7年度は14,466人に施設提供を行った。

障害児および発達に心配のある児童を一時的に預かる障害児一時預かり事業を実施している。

〔相談・一時預かり人数〕 (単位：人) 7年度

区 分	延べ人数
専門相談	5,437
障害児一時預かり事業	704

〔地域支援事業〕 7年度

内 容	実施回数 (回)	参加延べ人数 (人)
区民向け啓発事業：講演会（※1）	2	145
事業者向け支援事業：研修等（※2）	2	90

※1：対面とオンラインの同時開催

※2：対面とオンデマンドによる開催。オンデマンドには44事業所が参加

(3) 障害者の就労を推進する

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者、企業等で働く障害者、障害者を雇用する企業等への支援などを行っており、(福)練馬区社会福祉協議会が運営している。

1 就労支援事業

(1) 就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行っている。7年度は延べ1,655件の相談があった。

(2) 就職支援

アセスメントや模擬面接、履歴書等の作成支援など、延べ1,647件の就職活動支援を行った。7年度は54人が就職した。

2 職場定着支援事業

障害者が働く企業等への支援員の訪問や障害者からの相談等を行い、就労の継続を図った。7年度の対象者は948人、支援件数は延べ8,961件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の就労支援事業所や企業、特別支援学校等の関係機関で構成し、障害者就労の支援体制の構築を図った。7年度は7回開催した。

4 共同受注窓口事業

区内作業所等が企業や農業者等からの請負作業を共同で受注する体制づくりを行い、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。7年度の受注件数は207件、受注金額は3,977,118円であった。

5 普及・啓発事業

9月の障害者雇用支援月間において、講演会、パネル展および障害者施設の自主生産品販売会を行った。また、区内企業等の障害者雇用への理解を深めるため、雇用支援セミナーを開催した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。7年度の就職の状況は、貫井福祉工房が5人、かたくり福祉作業所が1人であった。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を設置している。7年4月1日現在、かたくり福祉作業所58人の利用があった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を2か所設置している。7年度の利用状況は、貫井福祉工房で16人、かたくり福祉作業所で3人であった。

〔就職などの状況〕 (単位：人) 7年度

内 容	人 数
福祉施設等から一般就労	215
就労定着支援事業の利用者	192

注：民間施設等利用者を含む

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。7年度は延べ28,347人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、平成27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。このほかにも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、121ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）、通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

・障害福祉サービス利用者	2,035人
・自立支援医療利用者	17,954人（再掲）
・入院医療利用者	0人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。7年度の利用状況は、団体利用が延べ2,147団体、16,833人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（360疾病）の人に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の人および精神障害者保健福祉手帳1級の人に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。7年度末現在の受給者は12,411人であった。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。7年度末現在の受給者は514人であった。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。7年度は、特別障害者手当月額29,590円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額16,100円を年4回に分けて支給した。7年度末現在の受給者は、特別障害者手当889人、障害児福祉手当256人、経過的福祉手当3人であった。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害者になったとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に、全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。7年度末現在の加入者は63人であった。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。なお、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。7年度末現在の対象者は5,562人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。7年度は、地域活躍者4人、援護功労者2人の表彰を行った。